

富山県地域防災計画

<新旧対照表>

地震・津波災害編

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																				
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的（略）</p> <p>第2節 防災の基本方策（略）</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務（略）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱 （略）</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱 （1）～（2）（略） （3）指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="159 659 1003 1034"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td>1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="159 1110 1003 1374"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTT ドコモ北陸支社</td> <td>1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）（略）</p>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	(略)		東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること	(略)		機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NTT ドコモ北陸支社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	(追加)		(略)		<table border="1" data-bbox="1064 699 1915 818"> <tbody> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1064 855 1915 1002"> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td>1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1055 1145 1906 1342"> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTT ドコモ北陸支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル 株式会社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NTT ドコモ北陸支社		KDDI株式会社		ソフトバンクモバイル 株式会社		<p>業務内容の修正</p> <p>同上</p> <p>指定公共機関の追加</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																					
(略)																																						
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること																																					
(略)																																						
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること																																					
(略)																																						
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																					
(略)																																						
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																																					
株式会社NTT ドコモ北陸支社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																																					
(追加)																																						
(略)																																						
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること																																					
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること																																					
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																																					
株式会社NTT ドコモ北陸支社																																						
KDDI株式会社																																						
ソフトバンクモバイル 株式会社																																						

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																																											
<p>(6) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="145 279 1008 430"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大概</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道・バス事業会社</td> <td>1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>富山地方鉄道(株)</td> <td>2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>加越能バス(株)</td> <td>3 災害時における被災地との交通の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 社会構造の変化への対応 (略)</p> <p>富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" data-bbox="145 566 1019 1037"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,090,367人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>256.7人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>386,683世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td>7,704百万kWh</td> <td>9,524百万kWh</td> <td>10,594百万kWh</td> <td>11,863百万kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>93.2%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>79.6%</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>280千台</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>876,190台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>26.20%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>13,712人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：富山県各種統計ほか)</p> <p>第5節 県内の活断層と地震 第1～2 (略) 第3 過去の地震 (略)</p> <p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計420回(2011年12月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は8回と全国的にも有感地震の少ない県である。(「震度4以上を記録した地震一覧」参照) (略)</p>	機関等の名称	事務又は業務の大概	鉄軌道・バス事業会社	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること	富山地方鉄道(株)	2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること	加越能バス(株)	3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	(略)			1980年	1990年	2000年	2010年	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,090,367人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	<table border="1" data-bbox="1052 295 1915 406"> <thead> <tr> <th>鉄軌道・バス事業会社</th> <th>1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山地方鉄道(株)</td> <td>2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>あいの風とやま鉄道(株)</td> <td>3 災害時における被災地との交通の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>加越能バス(株)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" data-bbox="1052 566 1926 1037"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2010年</th> <th>2013年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,096,367人</td> <td>1,076,158人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>256.7人</td> <td>253.4人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>386,683世帯</td> <td>391,799世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td>7,704百万kWh</td> <td>9,524百万kWh</td> <td>10,594百万kWh</td> <td>11,863百万kWh</td> <td>11,320百万kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>93.2%</td> <td>93.0%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>79.6%</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>280千台</td> <td>197千台</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>876,190台</td> <td>893,567台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>26.20%</td> <td>28.58%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>13,712人</td> <td>12,908人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：富山県各種統計ほか)</p> <p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計453回(2014年12月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも有感地震の少ない県である。(「震度4以上を記録した地震一覧」参照)</p>	鉄軌道・バス事業会社	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること	富山地方鉄道(株)	2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること	あいの風とやま鉄道(株)	3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	加越能バス(株)			1980年	1990年	2000年	2010年	2013年	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯	電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	11,320百万kWh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%	電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人	<p>指定地方公共機関の追加</p> <p>情報更新に伴う修正</p> <p>情報更新に伴う修正</p>
機関等の名称	事務又は業務の大概																																																																																																																																												
鉄軌道・バス事業会社	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること																																																																																																																																												
富山地方鉄道(株)	2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること																																																																																																																																												
加越能バス(株)	3 災害時における被災地との交通の確保に関すること																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																													
	1980年	1990年	2000年	2010年																																																																																																																																									
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,090,367人																																																																																																																																									
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人																																																																																																																																									
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯																																																																																																																																									
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh																																																																																																																																									
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%																																																																																																																																									
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%																																																																																																																																									
電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台																																																																																																																																									
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台																																																																																																																																									
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%																																																																																																																																									
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人																																																																																																																																									
鉄軌道・バス事業会社	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること																																																																																																																																												
富山地方鉄道(株)	2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること																																																																																																																																												
あいの風とやま鉄道(株)	3 災害時における被災地との交通の確保に関すること																																																																																																																																												
加越能バス(株)																																																																																																																																													
	1980年	1990年	2000年	2010年	2013年																																																																																																																																								
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人																																																																																																																																								
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人																																																																																																																																								
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯																																																																																																																																								
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	11,320百万kWh																																																																																																																																								
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%																																																																																																																																								
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%																																																																																																																																								
電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台																																																																																																																																								
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台																																																																																																																																								
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%																																																																																																																																								
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人																																																																																																																																								

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）					備考
富山県内に被害をもたらした主な歴史地震					富山県内に被害をもたらした主な歴史地震					項目名の修正
発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	
(略)					(略)					項目名、表記の修正
震度4以上を記録した地震一覧					震度4以上を記録した地震一覧					
発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	
1933(昭和8)	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4	1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4	
1944(昭和19)	東南海	7.9	不明	富山4	1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山4	
1948(昭和23)	福井	7.1	西部で被害	富山4	1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山4	
1952(昭和27)	大聖寺沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4	1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4	
1993(平成5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4	1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4	
2000(平成12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部4	2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部4	
2007(平成19)	能登半島	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4	2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4	
2007(平成19)	新潟県中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4	2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4	
(追加)					2013(平成25) 石川県加賀地方					事例の追加
<p>「理科年表」（国立天文台、平成13年）及び「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和45年）等による。 第4～7（略）</p>					<p>「理科年表」（国立天文台、平成13年）、「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和45年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。</p>					出典元の追加

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
第6節 本県における津波 第1～3 （略）		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり（略）</p> <p>第2節 都市基盤等の安全性の強化</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>1（略）</p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部、富山県エルピーガス協会）</p> <p>（1）都市ガス及び簡易ガス</p> <p>ア 耐震性の向上とガス事故防止</p> <p>（ア）～（イ）（略）</p> <p>（ウ）需要家設備（略）</p> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター※5の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス漏れ警報器の普及促進に努める。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第3 廃棄物処理施設の安全性強化</p> <p>（略）</p> <p>このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。</p>	<p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、<u>（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部</u>、<u>（一社）富山県エルピーガス協会</u>）</p> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター※5の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器や<u>ガス警報器</u>の普及促進に努める。</p> <p>このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、<u>国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて</u>廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>用語の修正</p> <p>国の指針改定に伴う追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>1 処理施設の耐震性強化（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設 処理施設は、建設時の耐震設計基準に基づいて建設されているが、市町村は、既設の処理施設について、耐震性等の調査を実施するとともに、必要に応じて耐震化、不燃・堅牢化等に努める。 また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設構造指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、不燃・堅牢化等に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ごみ、災害廃棄物等の<u>一時保管場所</u>や最終処分場等の確保 震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の<u>一時保管場所</u>や最終処分場等を確保しておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第3節 津波に強い県土づくり</p> <p>第1 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 海岸保全施設の基本的考え方 国、県及び市町村は、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点</p>	<p>また、今後、建設する施設については、<u>ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、不燃・堅牢化等に努める。</u></p> <p>(2) ごみ、災害廃棄物等の<u>仮置場</u>や最終処分場等の確保等 震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の<u>仮置場</u>や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。</p>	<p>指針名称の変更に伴う修正</p> <p>用語の修正</p> <p>同上 国の指針改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>検や補強による耐震性・津波耐力の確保を図るものとする。 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第4節 防災活動体制の整備</p> <p>第1～2 （略）</p> <p>第3 通信連絡体制の整備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 通信連絡手段（全防災関係機関） 通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。</p> <p>有線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 加入電話 — 専用線電話 <p>無線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 県防災行政無線（対象：県、市町村、消防本部等） — 防災相互無線（466.775MHz）（対象：市町村） — 防災相互無線（158.35MHz）（対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等） — 携帯電話、自動車電話 	<p>検や補強による耐震性・津波耐力の確保など適切な維持管理を行うものとする。</p> <p>有線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 加入電話 — 専用線電話 <p>無線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 県防災行政無線（対象：県、市町村、消防本部等） — 防災相互無線（466.775MHz）（対象：市町村） — 防災相互無線（158.35MHz）（対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等） — 携帯電話 	<p>海岸法の改正に伴う修正</p> <p>サービスの終了に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 —— 市町村防災行政無線 防災相互無線 ----- 消防防災無線 ———— 国土交通省回線 ———— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 —— 市町村防災行政無線 防災相互無線 ----- 国土交通省回線 ———— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p>消防防災無線廃止に伴う修正</p>
<p>3 通信連絡体制の整備充実（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県総合防災情報システム (略)</p> <p>県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。</p>	<p>県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、<u>緊急速報メール</u>）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、<u>必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）</u>を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。</p> <p><u>また、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する災害情報共有システム（Lアラート）による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p>	<p>情報提供媒体等の追加</p> <p>伝達手段の追加に伴う修正</p>

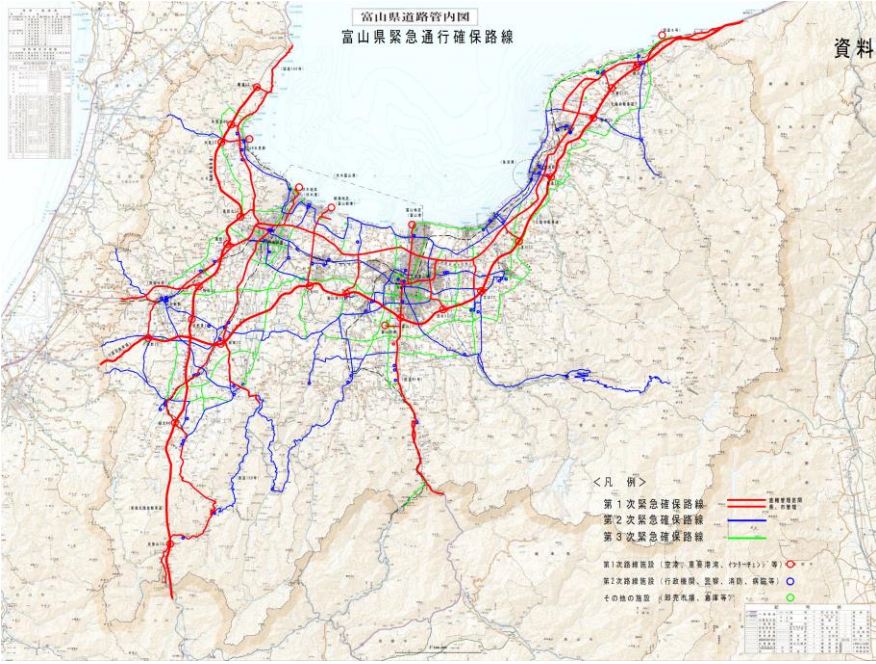
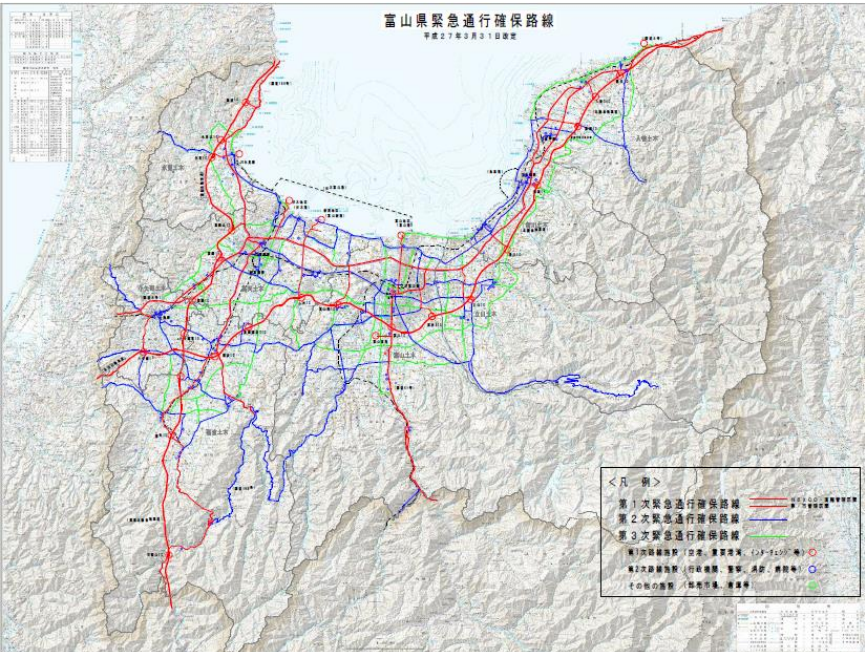
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>(3) 震度情報ネットワークシステム 富山県震度情報ネットワーク</p> <p>※合併前旧市町村単位に設置（計35地点）</p> <p>(4) 市町村防災行政無線の整備促進 市町村が使用する防災行政無線には、次の3種類がある。 ア～イ (略) ウ <u>市町村、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行う地域防災無線</u> (略) なお、市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>富山県震度情報ネットワーク</p> <p>※合併前旧市町村単位に設置（計35地点）</p> <p>市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。 <u>(削除)</u></p> <p>市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。 また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、災害情報共有システム（Lアラート）等の伝達手段の多重化・多様化に努め</p>	<p>計測地点数等の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>システム廃止に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>伝達手段の追加に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考													
<p>(資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」) (5)～(7) (略) 4 (略) 第4 (略) 第5 緊急輸送ネットワークの整備 (略) 1 輸送拠点施設の確保（県関係部局） (略)</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="147 568 1021 762"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上輸送 拠点施設</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山県トラック協会総合グラウンド</td> <td>射水市水戸田3丁目9-1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） (略) (1)～(2) (略) (3) 第3次緊急通行確保路線 上位路線を相互に補完する幹線道路 緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路の活用や高速自動車道への緊急乗入路についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。(資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」)</p>	区分	名称	所在地	陸上輸送 拠点施設	(略)		富山県トラック協会総合グラウンド	射水市水戸田3丁目9-1	(略)		<p style="text-align: center;"><u>るものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1055 643 1924 727"> <tbody> <tr> <td>陸上輸送 拠点施設</td> <td>(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫</td> <td>富山市婦中町島本郷1-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。 (資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」)</p>	陸上輸送 拠点施設	(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷1-5	<p>輸送拠点施設の修正</p> <p>字句の修正</p>
区分	名称	所在地													
陸上輸送 拠点施設	(略)														
	富山県トラック協会総合グラウンド	射水市水戸田3丁目9-1													
	(略)														
陸上輸送 拠点施設	(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷1-5													

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">緊急通行確保路線図（平成 24 年 4 月）</p>  <p style="text-align: right;">資料</p>	<p style="text-align: center;">緊急通行確保路線図（平成 27 年 3 月）</p> 	<p>緊急通行確保路線図の改定による修正</p>
<p>(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 相互応援体制の整備</p> <p>1 国の機関等との相互協力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部） 国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成 10 年 3 月 31 日締結、平成 22 年 3 月 4 日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場</p>		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>合の相互協力の内容について定めている。 <u>(追加)</u></p>	<p><u>なお、県と国土地理院とは、平成24年7月26日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。</u></p>	<p>協定の追加</p>
<p>2 (略) 3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） （1）県と防災関係機関との相互協力 ア～ネ (略)</p>		
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>ノ (一財) 北陸電気保安協会との協定</u> <u>県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成24年9月13日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>ハ (株)ダスキンの協定</u> <u>県と(株)ダスキンは、平成24年10月1日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定</u> <u>県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成24年12月4日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>フ (一社) 全日本冠婚葬祭互助協会との協定</u> <u>県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成24年12月20日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</u></p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
(追加)	<p>へ (公社)富山県柔道整復師会との協定 <u>県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成 25 年 2 月 5 日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ホ 富山県行政書士会との協定 <u>県と富山県行政書士会とは、平成 25 年 2 月 5 日に「災害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>マ (一社) 富山県ビルメンテナンス協会との協定 <u>県と(一社) 富山県ビルメンテナンス協会とは、平成 25 年 2 月 19 日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ミ (一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定 <u>県と(一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成 25 年 3 月 1 日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ム (公社) 富山県薬剤師会との協定 <u>県と(公社) 富山県薬剤師会とは、平成 25 年 3 月 7 日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>メ (株)サガミチェーンとの協定 <u>県と(株) サガミチェーンとは、平成 25 年 11 月 29 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>モ 石油連盟との覚書</p>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><u>（追加）</u></p>	<p><u>県と石油連盟とは、平成26年4月11日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。</u> <u>ヤ（公社）富山県看護協会との協定</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>（追加）</u></p>	<p><u>県と（公社）富山県看護協会とは、平成26年12月25日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。</u> <u>ユ（一社）富山県歯科医師会との協定</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>（追加）</u></p>	<p><u>県と（一社）富山県歯科医師会とは、平成26年12月25日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について取り決めている。</u> <u>ヨ（公社）富山県獣医師会との協定</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>（追加）</u></p>	<p><u>県と（公社）富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について取り決めている。</u> <u>ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定</u></p>	<p>同上</p>
<p>(2) (略) 4～5 (略) 第8～9 (略) 第5節 救援・救護体制の整備 対策の体系</p>	<p><u>県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</u></p>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 出火の防止 2 消火体制等の整備 3 救助・救急体制の整備 4 大規模・高層建築物及び地下街等の安全化 5 常備消防の広域化 <p>第2 医療救護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備 3 医療救護班の編成 4 医療救護所の整備 5 後方医療体制 6 医薬品、血液の供給体制 <p>第3 避難場所・生活救援物資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 避難場所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画 3 物資の確保 4 帰宅困難者対策 5 被災者等への的確な情報伝達活動 <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの活動内容 2 ボランティアの普及・養成 3 ボランティアの受入体制の整備 <p>第5 応急危険度判定体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立 2 被災宅地の危険度判定体制の確立 <p>第6 孤立集落の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 実態の調査等 2 孤立集落の機能維持 3 通信連絡体制の整備 4 事前措置 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 出火の防止 2 消火体制等の整備 3 救助・救急体制の整備 4 大規模・高層建築物及び地下街等の安全化 5 常備消防の広域化 <p>第2 医療救護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備 3 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備</u> 4 医療救護班の編成 5 医療救護所の整備 6 後方医療体制 7 医薬品、血液の供給体制 <p>第3 避難場所・生活救援物資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 避難場所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画 3 物資の確保 4 帰宅困難者対策 5 被災者等への的確な情報伝達活動 <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの活動内容 2 ボランティアの普及・養成 3 ボランティアの受入体制の整備 <p>第5 応急危険度判定体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立 2 被災宅地の危険度判定体制の確立 <p>第6 孤立集落の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 実態の調査等 2 孤立集落の機能維持 3 通信連絡体制の整備 4 事前措置 	<p>項目の追加</p> <p><u>3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部）</u> <u>（1）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成</u> <u>県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北</u></p> <p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の</p>
<p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 医療救護班の編成（県厚生部） （略）</p> <p>4 医療救護所の整備（市町村）</p>	<p>陸病院、富山大学付属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制を整備するものとする。</p> <p>※ 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team。略称「DPAT」）</p> <p>自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。</p> <p>このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが（DPAT）である。</p> <p>(2) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備</p> <p>ア 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。</p> <p>イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。</p> <p>ウ 県は、富山県DPATに関する検討会を設置し、富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備及び運営に関する諸課題の検討を行う。</p> <p>4 医療救護班の編成（県厚生部）</p> <p>5 医療救護所の整備（市町村）</p>	<p>整備の記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>5 後方医療体制（県厚生部） (略)</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備 ア (略) イ 設置 (ア) (略) (イ) 地域災害拠点病院 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院 高岡 高岡市民病院 砺波 砺波総合病院</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (略)</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1～2 (略)</p> <p>3 物資の確保（北陸農政局富山地域センター、県知事政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食料の確保 (略) ア～イ (略) ウ 救援要請 (ア) (略) (イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、<u>北陸農政局富山地域センターに救援を要請するものとする。</u>（資料「5-3 主食類応急調達系統図」）</p> <p>エ 輸送 (ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想され</p>	<p>6 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>高岡 高岡市民病院、<u>厚生連高岡病院</u></p> <p>7 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>3 物資の確保（県知事政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、<u>国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。</u>（資料「5-3 主食類応急調達系統図」）</p>	<p>番号のずれ</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>番号のずれ</p> <p>関係機関の修正</p> <p>要請先の変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、<u>北陸農政局富山地域センター</u>、（一社）富山県トラック協会、富山県倉庫協会に連絡しておくものとする。</p> <p>（イ） （略）</p> <p>（3）～（4） （略）</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第4～6 （略）</p> <p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>第1～2 （略）</p> <p>第3 防災訓練の充実</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個別防災訓練（各防災関係機関）</p> <p>（1）～（5）</p> <p>（6）非常通信訓練</p> <p>震災時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。</p> <p>このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。</p>	<p>また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、（一社）富山県トラック協会、富山県倉庫協会、<u>国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部</u>に連絡しておくものとする。</p> <p>このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。<u>この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。</u></p>	<p>要請先の変更に伴う修正</p> <p>訓練の必要性の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。 (7)～(8) (略) 3～5 (略) 第4 要配慮者の安全確保 1 (略) 2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村） (1) 地震防災応急計画の策定 社会福祉施設及び介護保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、地震による災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。 (略) (2) (略) 3 (略) 第7節 調査研究 (略)</p>	<p>社会福祉施設及び介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、地震による災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>字句の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考																																														
<p>第3章 地震・津波災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県知事政策局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 支部</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部支部組織図</p> <table border="1" data-bbox="152 718 1025 877"> <tr> <td>対 県</td> <td>名 称</td> <td>所 管 区 域</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">策 災 本 部 害</td> <td>富山支部</td> <td>富山市</td> </tr> <tr> <td>高岡支部</td> <td>高岡市、氷見市、射水市</td> </tr> <tr> <td>魚津支部</td> <td>魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡</td> </tr> <tr> <td>砺波支部</td> <td>砺波市、小矢部市、南砺市</td> </tr> </table> <div style="margin-left: 40px;"> <table border="1" data-bbox="152 893 1025 1109"> <tr> <td rowspan="5">支部長（土木センター所長）</td> <td>総務・土木班</td> <td>班長：土木センター次長</td> </tr> <tr> <td>災害救助・保健班</td> <td>班長：厚生センター所長</td> </tr> <tr> <td>農地林務班</td> <td>班長：農林振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>班長：教育事務所長</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td>班長：その他出先機関の長</td> </tr> </table> </div> <p>※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害救助・保健班長とする。 （資料「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」）</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>5 帰宅困難者対策（県知事政策局、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>1 徒歩帰宅支援ステーション</p>	対 県	名 称	所 管 区 域	策 災 本 部 害	富山支部	富山市	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市	支部長（土木センター所長）	総務・土木班	班長：土木センター次長	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長	農地林務班	班長：農林振興センター所長	教育班	班長：教育事務所長	協力班	班長：その他出先機関の長	<p style="text-align: center;">県災害対策本部支部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1052 718 1926 877"> <tr> <td>対 県</td> <td>名 称</td> <td>所 管 区 域</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">策 災 本 部 害</td> <td>富山支部</td> <td>富山市</td> </tr> <tr> <td>高岡支部</td> <td>高岡市、氷見市、射水市</td> </tr> <tr> <td>魚津支部</td> <td>魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡</td> </tr> <tr> <td>砺波支部</td> <td>砺波市、小矢部市、南砺市</td> </tr> </table> <div style="margin-left: 40px;"> <table border="1" data-bbox="1052 893 1926 1109"> <tr> <td rowspan="5">支部長（土木センター所長）</td> <td>総務・土木班</td> <td>班長：土木センター次長</td> </tr> <tr> <td>災害救助・保健班</td> <td>班長：厚生センター所長</td> </tr> <tr> <td>農地林務班</td> <td>班長：農林振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>班長：教育事務所長</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td>班長：その他出先機関の長</td> </tr> </table> </div>	対 県	名 称	所 管 区 域	策 災 本 部 害	富山支部	富山市	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市	支部長（土木センター所長）	総務・土木班	班長：土木センター次長	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長	農地林務班	班長：農林振興センター所長	教育班	班長：教育事務所長	協力班	班長：その他出先機関の長	<p style="text-align: center;">字句の修正</p>
対 県	名 称	所 管 区 域																																														
策 災 本 部 害	富山支部	富山市																																														
	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市																																														
	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡																																														
	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市																																														
支部長（土木センター所長）	総務・土木班	班長：土木センター次長																																														
	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長																																														
	農地林務班	班長：農林振興センター所長																																														
	教育班	班長：教育事務所長																																														
	協力班	班長：その他出先機関の長																																														
対 県	名 称	所 管 区 域																																														
策 災 本 部 害	富山支部	富山市																																														
	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市																																														
	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡																																														
	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市																																														
支部長（土木センター所長）	総務・土木班	班長：土木センター次長																																														
	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長																																														
	農地林務班	班長：農林振興センター所長																																														
	教育班	班長：教育事務所長																																														
	協力班	班長：その他出先機関の長																																														

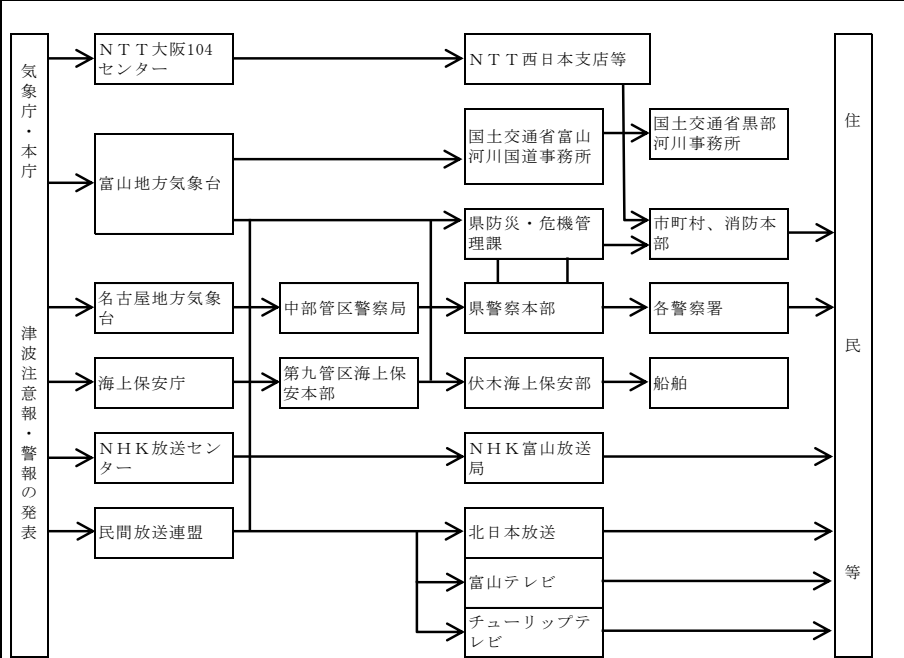
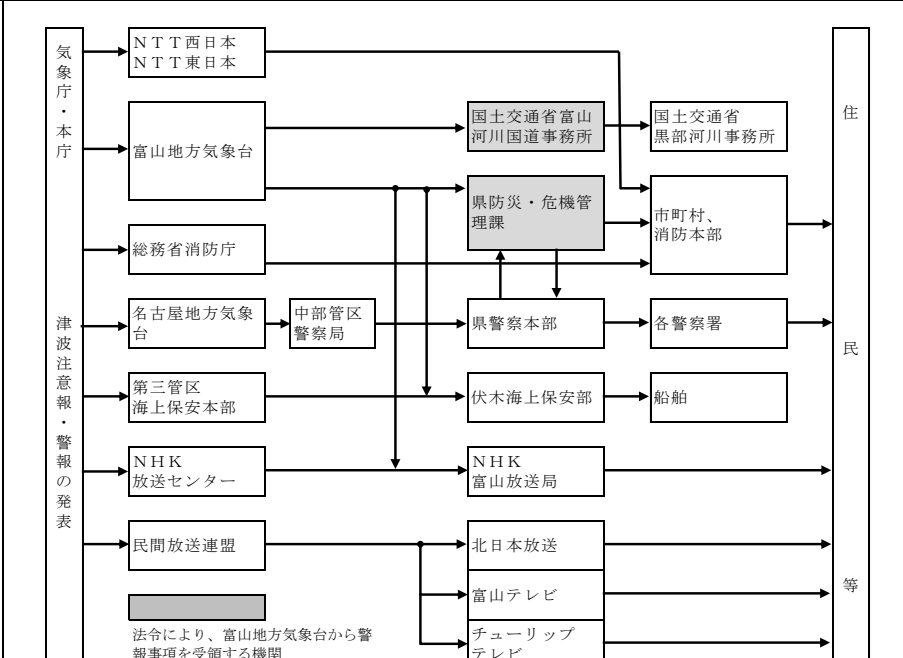
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考		
<p><u>(社) 日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店</u>（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 海面状態の監視（北陸地方整備局、県土木部） 下新川海岸に設置されたCCTVカメラにより、海面の状態を的確に把握し、異常な現象が確認された場合には、速やかに関係機関に伝達する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関） 県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。 (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>5～8 （略）</p> <p>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動</p> <p>1 地震に関する情報 (略) (1) （略） (2) 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="147 1430 1021 1471"> <tr> <td>種類</td> <td>内容</td> </tr> </table>	種類	内容	<p><u>(一社) 日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店</u>（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。</p> <p>2 海面状態の監視（北陸地方整備局、県土木部） 下新川海岸、朝日海岸、宮崎漁港海岸に設置されたCCTVカメラにより、海面の状態を的確に把握し、異常な現象が確認された場合には、速やかに関係機関に伝達する。</p> <p>(1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、<u>北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。</u></p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>設置箇所追加に伴う修正</p> <p>伝達手段追加に伴う修正</p>
種類	内容			

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表	震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表	区分数の変更に伴う修正、発表内容の変更に伴う修正 字句の修正
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を追加	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表	
(略)				情報提供媒体等の追加に伴う修正
<p>2～3 (略)</p> <p>4 情報の伝達</p> <p>(1) 津波に関する情報の伝達</p> <p>津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>また、津波警報・注意報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、<u>エリアメール</u>等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p style="text-align: center;">津波警報等伝達系統図</p>		<p>また、津波警報・注意報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、サイレン、テレビ、ラジオ（<u>臨時災害放送局</u>（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、<u>携帯端末の緊急速報メール</u>等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">津波警報等伝達系統図</p>		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
 <p>気象庁・本庁</p> <p>津波注意報・警報の発表</p> <p>住</p> <p>民</p> <p>等</p>	 <p>気象庁・本庁</p> <p>津波注意報・警報の発表</p> <p>住</p> <p>民</p> <p>等</p> <p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p>	<p>伝達経路の修正</p>
<p>(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制</p> <p>(略)</p> <p>1 有線電話（NTT西日本）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常・緊急通話</p> <p><u>電話交換手扱いで優先的に行う非常・緊急通話の場合は、次の方法によるものとする。</u></p> <p><u>災害時優先指定電話のうち直通回線の電話から、市外局番なしの「102」をダイヤルしNTT所轄支店のオペレーターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること。 ・「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称。 ・相手の電話番号及び通話内容 <p>(3) 専用電話</p>	<p>(削除)</p> <p>(2) 専用電話</p>	<p>サービス終了に伴う修正</p> <p>番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>2 無線電話（県知事政策局、県経営管理部、NTTドコモ）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 携帯電話・自動車電話 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス 県は、<u>エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス</u>を導入し、積極的に活用する。 ※<u>エリアメール</u> <u>国や地方公共団体が発表する災害情報等を、携帯電話の一斉同報機能を活用し、利用者に配信するNTTドコモのサービス</u></p> <p>3 放送（<u>県知事政策局</u>、市町村、各放送局） (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 広報及び広聴活動</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報活動の内容 ア 広域災害広報 県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>公共情報コモンズの活用を検討する。</u></p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>イ 地域災害広報 地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政</p>	<p>(3) 携帯電話</p> <p>(5) 移動体通信事業者が提供するサービス 県は、<u>携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス</u>を導入し、積極的に活用する。 <u>(削除)</u></p> <p>3 放送（<u>県経営管理部</u>、市町村、各放送局）</p> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>携帯端末の緊急速報メール機能等</u>を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政</p>	<p>サービス終了に伴う修正</p> <p>用語の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>情報提供媒体、伝達手段の追加に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>緊急速報メール（エリアメール）</u>等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>公共情報コモンズ</u>の活用を検討する。</p> <p>（ア）～（カ）（略） （3）～（4）（略）</p> <p>2 広聴活動等（<u>県知事政策局、県警察本部、市町村</u>） （略）</p> <p>第3節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用 1 災害救助法の適用基準（<u>県知事政策局、県厚生部</u>） （略）</p> <p>第2 救助実施体制 1 災害救助の実施機関（<u>県厚生部</u>） （略） 2 救助の程度、方法及び期間（<u>県厚生部</u>） （略）</p> <p>災害救助法による応急救助の実施概念図</p>	<p>無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>2 広聴活動等（<u>県経営管理部、県警察本部、市町村</u>）</p> <p>1 災害救助法の適用基準（<u>県知事政策局</u>）</p> <p>1 災害救助の実施機関（<u>県厚生部、県関係部局</u>）</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（<u>県厚生部、県関係部局</u>）</p> <p>災害救助法による応急救助の実施概念図</p>	<p>用語の修正</p> <p>伝達手段の追加に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>関係部局の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
		<p>備考</p> <p>字句の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第4節 広域応援要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県知事政策局、県厚生部）</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び精神科医療救護班等の派遣を要請する。また、必要に</p>	<p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請</p>	<p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第5節 救助・救急活動 (略)</p> <p>第6節 医療救護活動 (略)</p> <p>対策の体系</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">医療救護活動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 第1 連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 連絡系統 2 指揮連携協力体制 3 情報連絡体制 第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 1 富山県DMATの派遣要請 2 富山県DMATの活動内容 第3 医療救護班の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の要請 2 医療救護班の出動範囲 3 医療救護活動状況の把握 第4 医療救護所の設置及び運営 <ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置 2 医療救護所の運営 第5 後方医療体制 第6 医薬品、血液の供給体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 医薬品等の供給 2 血液の供給 第7 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応 <ul style="list-style-type: none"> 1 在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者 2 人工透析実施患者 3 慢性疾患患者 第8 被災地における保健医療の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 保健医療活動従事者の確保 2 保健師等による健康管理 3 防疫活動 4 情報の収集・整理・提供 第9 精神保健医療体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 心の健康センターを拠点とする情報の一元化 2 <u>公立病院を中心とする精神科医療救護班の編成</u> 3 精神科後方病院の設置 4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制 5 心のケアのための電話相談の開設 6 その他 </div> </div> <p>第1 連絡体制</p>	<p>する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">医療救護活動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 第1 連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 連絡系統 2 指揮連携協力体制 3 情報連絡体制 第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 1 富山県DMATの派遣要請 2 富山県DMATの活動内容 第3 医療救護班の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の要請 2 医療救護班の出動範囲 3 医療救護活動状況の把握 第4 医療救護所の設置及び運営 <ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置 2 医療救護所の運営 第5 後方医療体制 第6 医薬品、血液の供給体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 医薬品等の供給 2 血液の供給 第7 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応 <ul style="list-style-type: none"> 1 在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者 2 人工透析実施患者 3 慢性疾患患者 第8 被災地における保健医療の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 保健医療活動従事者の確保 2 保健師等による健康管理 3 防疫活動 4 情報の収集・整理・提供 第9 精神保健医療体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 心の健康センターを拠点とする情報の一元化 2 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣</u> 3 精神科後方病院の設置 4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制 5 心のケアのための電話相談の開設 6 その他 </div> </div>	<p>項目の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<p>1 連絡系統（県厚生部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。</p> <p>ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請のあったものとして災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班を出動させるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請のあったものとして災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等を出動させるものとする。</p> <p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>字句の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">(医療救護班派遣病院等)</p> <p style="text-align: center;">(派遣要請機関)</p> <p style="text-align: center;">(医療救護班第一出動機関) (第二次出動機関) (第三次出動機関)</p> <p style="text-align: center;">(派遣要請機関)</p> <p style="text-align: center;">(医療救護班第一出動機関) (第二次出動機関) (第三次出動機関)</p> <p style="text-align: center;">(協力要請機関)</p> <p style="text-align: center;">(医療救護班活動の経過)</p> <p>① 医療救護班の把握</p> <p>② 医療救護班の態勢状況の把握</p> <p>③ 派遣要請機関に派遣要請</p> <p>④ 各団体に協力要請</p> <p>⑤ (医療救護班出動) → ⑥ (被災地到着) → ⑦ (医療救護所の設置)</p> <p>⑧ (医療救護活動の実施) → ⑩ (終了)</p> <p>⑨ 医療救護班の交替</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2～8 (略)</p> <p>第9 精神保健医療体制</p>	<p style="text-align: center;">(医療救護班派遣病院等)</p> <p style="text-align: center;">(派遣要請機関)</p> <p style="text-align: center;">(医療救護班第一出動機関) (第二次出動機関) (第三次出動機関)</p> <p style="text-align: center;">(派遣要請機関)</p> <p style="text-align: center;">(医療救護班第一出動機関) (第二次出動機関) (第三次出動機関)</p> <p style="text-align: center;">(協力要請機関)</p> <p style="text-align: center;">(医療救護班活動の経過)</p> <p>① 医療救護班の把握</p> <p>② 医療救護班の態勢状況の把握</p> <p>③ 派遣要請機関に派遣要請</p> <p>④ 各団体に協力要請</p> <p>⑤ (医療救護班出動) → ⑥ (被災地到着) → ⑦ (医療救護所の設置)</p> <p>⑧ (医療救護活動の実施) → ⑩ (終了)</p> <p>⑨ 医療救護班の交替</p>	<p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 (略)</p> <p>2 <u>公立病院を中心とする精神科医療救護班の編成（県厚生部）</u> (1) <u>県災害対策本部健康班（健康課）の要請により、公立をはじめとする精神科病院は精神科医療救護班（災害派遣精神医療チーム（DPAT）等）を編成する。</u> <u>また、精神科医療救護班が行う厚生センター・保健所、避難場所、災害現場等における救急をはじめとする治療や転院等に対応し、後方病院との連携を図るための体制を整える。</u></p> <p>(2) <u>精神科医療救護班は、厚生センター等に設置される精神科救護所を中心に活動し、医療救護班と連携及び調整を図る。</u></p> <p>3 <u>精神科後方病院の設置（県厚生部）</u> 公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は<u>精神科医療救護班</u>を支援する。</p> <p>4 <u>厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部）</u> 精神科医や保健師、<u>精神保健福祉相談員</u>は、心の健康センターの指示により、医療救護班及び精神科医療救護班と連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。 なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・<u>心理判定員</u>等と連携を図る。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>2 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部）</u></p> <p>(1) <u>富山県DPATの派遣要請</u> <u>知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。</u> <u>富山県DPAT隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPAT隊員を派遣する。</u></p> <p>(2) <u>富山県DPATの活動内容</u> <u>富山県DPATの活動内容は、次のとおりとする。</u> ア <u>情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント</u> イ <u>災害によって障害された既存の精神医療システムの支援</u> ウ <u>災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応</u> エ <u>支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援</u> オ <u>メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等</u></p> <p>公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は<u>富山県DPAT</u>を支援する。</p> <p>精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、医療救護班及び富山県DPATと連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。 なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・<u>児童心理司</u>等と連携を図る。</p>	<p>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣の記載の修正</p> <p>用語の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第7節 消火活動（略）</p> <p>第8節 避難活動</p> <p>第1～5（略）</p> <p>第6 要配慮者の支援</p> <p>1 要配慮者対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）要配慮者の支援</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備</p> <p>被災市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。</p> <p>また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（例：見えるラジオ等）</p> <p>エ（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第7 精神保健対策</p> <p>1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）</p> <p>（1）診療所や相談所において、医療救護班と精神科医療救護班はともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）精神科医療救護班は、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。</p> <p>2（略）</p> <p>第8（略）</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策</p>	<p>また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（例：見えるラジオ、<u>目で聴くテレビ</u>、デジタル放送対応テレビ）</p> <p>（1）診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATはともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。</p> <p>（3）富山県DPATは、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。</p>	<p>例示の追加</p> <p>用語の修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1 (略) 第2 (略) (追加)</p> <p>第3 輸送車両、船舶、航空機の確保 (略)</p> <p>第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1 (略) 第2 食料・生活必需品の供給 1 供給方法（市町村） (1) (略) (2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障害者へ優先的に供給する。 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p>	<p>第3 災害時における車両の移動等 災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は<u>放置車両の移動命令等の措置を行う。</u></p> <p>1 道路管理者の措置 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。 上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。</p> <p>2 知事の措置 知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>3 公安委員会の措置 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>(2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) 非常食・生活必需品 ア～イ（略） ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センターに供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。 ※日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。</p> <p style="text-align: center;">非常食・生活必需品の救援物資の流れ</p> <p>(2)～(4)（略） (5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制</p>	<p>ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。 ※日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。</p> <p style="text-align: center;">非常食・生活必需品の救援物資の流れ</p>	<p>要請先の修正</p> <p>要請先の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）	備考
各機関の調達体制は、次のとおりである。			
機関名	実施内容		
(略)			
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局富山地域センター及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。		
卸売市場	県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。		
北陸農政局	<u>知事から、県においては調達困難な生鮮食料品の出荷要請を受けたとき、北陸農政局長は、速やかに管内の生鮮食料品の需給動向を把握し、関係団体等に出荷等の要請を行う。</u>	(削除)	要請先の修正
農林水産省生産局	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し等の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して行う。 引渡し要請を受けた生産局は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。		
北陸農政局富山地域センター	<u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品等）・調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</u>	(削除)	同上
（資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」、「5-16 災害救助物資備蓄状況」） 3～4 (略)			

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）	備考								
<p>5 食品の流通確保（北陸農政局、県農林水産部） 災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。 各機関の対応は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売市場</td> <td> <p>被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。</p> <p>1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。</p> <p>2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。</p> <p>3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>北陸農政局</td> <td> <p>知事の要請を受け、応援食料品の円滑なる調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送及びメーカーへの円滑な輸送を要請する。</p> </td> </tr> <tr> <td>北陸農政局富山地域センタ</td> <td> <p>米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		機関名	実施内容	卸売市場	<p>被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。</p> <p>1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。</p> <p>2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。</p> <p>3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。</p>	北陸農政局	<p>知事の要請を受け、応援食料品の円滑なる調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送及びメーカーへの円滑な輸送を要請する。</p>	北陸農政局富山地域センタ	<p>米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</p>	<p>5 食品の流通確保（県農林水産部） 災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。</p> <p>卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。</p> <p>1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。</p> <p>2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。</p> <p>3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。</p>	<p>関係機関の修正</p> <p>要請先の修正により表形式を修正</p>
機関名	実施内容										
卸売市場	<p>被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。</p> <p>1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。</p> <p>2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。</p> <p>3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。</p>										
北陸農政局	<p>知事の要請を受け、応援食料品の円滑なる調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送及びメーカーへの円滑な輸送を要請する。</p>										
北陸農政局富山地域センタ	<p>米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</p>										
<p>第3 (略)</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)</p> <p>第12節 警備活動 (略)</p> <p>第13節 遺体の捜索、処理及び埋葬 (略)</p> <p>第14節 危険物・毒物等防災対策 (略)</p> <p>第15節 水害・土砂災害対策</p> <p>第1 (略)</p>											

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2 土砂災害対策</p> <p>1 緊急現地調査（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村） （略） その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整することとし、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行うものとし、土砂災害警戒情報を通知及び周知するものとする。 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第16節 海上における災害応急対策 （略）</p> <p>第17節 ライフライン施設の応急復旧対策 （略）</p> <p>第18節 公共施設等の応急復旧対策 （略）</p> <p>第19節 応急住宅対策等</p> <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 入居者の選定（県厚生部） （1）入居資格 次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。 ア～イ （略） ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。 （ア）～（ウ） （略） （エ） 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>身体障害者</u> （オ）～（キ） （略） エ （略）</p>	<p>その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整することとし、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行うものとし、土砂災害緊急情報を通知及び周知するものとする。</p> <p>3 入居者の選定（県厚生部、市町村）</p> <p>（エ） 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>障害者</u></p>	<p>用語の修正</p> <p>関係部局の修正</p> <p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) (略)</p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急修理の対象者（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 給付対象者の範囲 次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>身体障害者</u></p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第20節 教育・金融・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学用品の調達及び支給（県厚生部）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第21節 応急公用負担等の実施 (略)</p>	<p>(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>障害者</u></p> <p>2 学用品の調達及び支給（<u>県厚生部、県知事政策局、県教育委員会、市町村</u>）</p>	<p>用語の修正</p> <p>関係部局の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第4章 地震・津波災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1 生活相談（県各部局、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 各種相談窓口の設置</p> <p>県及び市町村は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。</p> <p>これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。</p> <p>また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 福祉（<u>身体障害者</u>、高齢者、児童等）</p> <p>サ (略)</p> <p>シ 廃棄物（ごみ、<u>がれき</u>、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）</p> <p>ス～タ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害援護資金</p> <p>ア 貸付対象者及び貸付限度額</p> <p>市町村は、条例の定めるところにより県内において「<u>災害救助法</u>」が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>コ 福祉（<u>障害者</u>、高齢者、児童等）</p> <p>シ 廃棄物（ごみ、<u>災害廃棄物</u>、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）</p> <p>市町村は、条例の定めるところにより県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。</p>	<p>用語の修正</p> <p>同上</p> <p>字句の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>4 災害見舞金等の支給（県厚生部、市町村） (1) 災害見舞金 県は、地震等の自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して、市町村を通じて見舞金を支給する。 ア 対象災害 (ア) 県内に「災害救助法」が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (イ) (略) イ (略) 5～12 (略)</p> <p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業への融資等（県商工労働部） (1)～(3) (4) 県制度融資による対応 県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。 ア～エ (略) オ 利率 年 <u>1.90%</u> (平成23年11月末現在) カ (略) (5) (略) 2 (略)</p> <p>第3～4 (略)</p> <p>第2節 激甚災害の指定 (略)</p>	<p>(ア) 県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</p> <p>オ 利率 年 <u>1.70%</u> (平成27年6月現在)</p>	<p>字句の修正</p> <p>時点修正</p>